第一 目的

 \mathcal{O}

出入国管理上の

取扱いに関する指針の特例を定める件

(平成二十四年法務省告示第百五十九号)

二月二十六日閣議決定 ンドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十五年 イリピン人の滞在期間について、平成二十三年三月十一日閣議決定「経済連携協定(EPA)に基づくイ 年度までに本邦に入国して滞在が許可される期間 こ の の適用を受け、 告示は、 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定(以下「協定」とい 協定附属書八第一部第六節 「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師 [内に看護師国家試験又は介護福祉士試験を受験したフ 1 (a) 又は(b) の規定に基づき平成二十一年度から令和 介護 加

て」、平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人、フィリピン人

A) に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候

(補者

0

滞在期間

0

延長に

つい

「経済連携協定(E

P

福祉.

士候補者の滞在期間

の延長について」、平成二十七年二月二十四日閣議決定

議決定 及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成三十一年二月二十二日閣 「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師 介護福

祉士候補者の滞在期間の延長について」、令和三年二月十九日閣議決定「経済連携協定(EPA)に基づ

くインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長につい

令和五年二月二十一日閣議決定 「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人、フィリピン人

及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は令和七年二月十八日閣 議決

「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師

介護

路

福

祉士

定

候補者の滞在期間の延長について」に基づく協定外の枠組みにおいて、第三に規定する者が、 本邦に滞

在しながら平成二十四年度に実施される看護師国家試験 (以下「平成二十四年度看護師国家試験」とい

う。 平成二十五年度に実施される看護師国家試験 (以下「平成二十五年度看護師国家試験」 とい

う。 う。 平成二十七 平成二十六年度に実施される看護師 年度に実施される看護師 国家試験 国家試験 (以 下 (以 下 「平成二十七年度看護師国家試 「平成二十六年度看 護師国 国家試: . 験 験

う。 平成二十八年度に実施される看護師国家試験 (以下「平成二十八年度看護師国家試験」とい

う。 平成二十九年度に実施される看護師国家試験 (以下「平成二十九年度看護師国家試験」

う。 平成三十年度に実施される看護師 国家試験 (以 下 「平成三十年度看護師 国家試 験」 とい

う。)、令和元年度に実施される看護師国家試験(以下 「令和元年度看護師国家試験」という。)、令

和二年度に実施される看護師国家試験 (以下「令和二年度看護師国家試験」という。) 、令和三年度に

実施される看護師国家試験 (以下「令和三年度看護師国家試験」という。)、令和四年度に実施される

看護師国家試験 (以下「令和四年度看護師国家試験」という。)、令和六年度に実施される看護師 国 家

試験 。 以 下 「令和六年度看護師国家試験」という。)若しくは令和七年度に実施される看護師国家試 験

(以下「令和七年度看護師国家試験」という。) 又は平成二十五年度に実施される介護福祉士試験 以

下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。)、平成二十六年度に実施される介護福祉士試験 (以 下

「平成二十六年度介護福祉士試験」という。)、平成二十七年度に実施される介護福祉士試験 (以 下

「平成二十七年度介護福祉 士試験」という。)、平成二十八年度に実施される介護 福祉 |士試験 (以 下

「平成二十八年度介護福祉士試験」という。)、平成二十九年度に実施される介護福祉士試験 (以 下

「平成二十九年度介護福祉士試験」という。)、平成三十年度に実施される介護福祉士試験 (以下「平

試験」 護福 師 介護 和 ピン共和国との間 格をいう。 される介護福祉士 実施される介護福祉士試験 う。)、令和四年度に実施される介護福祉士試験 成三十年度介護福祉士試験」 (平成二十年法務省告示第五百六号。 助 五年度に実施される介護福祉士試験 産師 福 祉士の資格(社会福祉士及び介護福祉士法 という。)、令和三年度に実施される介護福祉士試験 祉 看護師法 士試験」 以下同じ。) 二試験 という。)、令和二年度に実施される介護福祉士試験 の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の (昭和二十三年法律第二百三号)に基づく看護師の資格をいう。 (以 下 の取得を目指すことを可能とするため、 (以 下 という。)、令和元年度に実施される介護福祉 「令和七年度介護福祉士試験」 「令和六年度介護福祉士試験」という。) 以下「指針」という。) (以下「令和五年度介護福祉士試験」という。)、令和六年度に (昭和六十二年法律第三十号)に基づく介護福祉士 (以下「令和四年度介護福祉士試験」という。)、令 という。)を受験し、 (以下「令和三年度介護福祉士試験」 の特例を定めるものとする。 経済上の連携に関する日本国とフィリ 出入国管理上 (以下「令和二年度介護 若しくは令和七年度に実施 士試験 $\overline{\mathcal{O}}$ 以下同じ。) 又は介 取扱いに関する指針 看護師 (以 下 O「令和 資格 福 元年度 (保健 とい 一の資 祉 士

この告示において使用する用語は、 指針において使用する用語の例によるほか、 次の各号に定めると

ころによる。

特例フィリピン人看護師候補者 一の二に掲げる平成二十一年度入国特例フィリピン人看護師候補

者、一の三に掲げる平成二十二年度入国特例フィリピン人看護師候補者、 一の四に掲げる平成二十三年

度入国特例フィリピン人看護師候補者、 一の五に掲げる平成二十四年度入国特例フィリピン人看護師 候

補者、 の六に掲げる平成二十五年度入国 [特例フィリピン人看護師候補者、 一の七に掲げる平成二十六

年度入国特例フィリピン人看護師候補者、 一の八に掲げる平成二十七年度入国特例フィリピン人看護師

候補者、 一の九に掲げる平成二十八年度入国特例フィリピン人看護師候補者、 一の十に掲げる平成二十

九年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十一に掲げる平成三十年度入国特例フィリピン人看護

師候補者、 一の十二に掲げる令和元年度入国特例フィリピン人看護師候補者、 一の十三に掲げる令和三

年度入国特例フィリピン人看護師候補者又は一の十四に掲げる令和四年度入国特例フィリピン人看護師

候補者をいう。

の二 平成二十一年度入国特例フィリピン人看護師候補者 平成二十一年度に本邦に入国したフィリピ

護師 ン人看護師候補者のうち、 国家試験を受験した者であって、 協定附属書八第一部第六節 当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十四年度看 1

面の規定に基づき滞在が許可される期間内に看 護師 玉 家

試験を受験し、 看護師の資格の取得を目指すことを目的に、 この告示による特例として在留資格の変更

を受けたものをいう。

の三 平成二十二年度入国特例フィリピン人看護師候補者 平成二十二年度に本邦に入国したフィリピ

ン人看護師候補者のうち、 協定附属書八第一部第六節 1 (a) の規定に基づき滞在が許可される期間 内に看

護師 国家試験を受験した者であって、 当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十五年度看護師 国家

試験を受験し、 看護師の資格の取得を目指すことを目的に、 この告示による特例として在留資格の変更

を受けたものをいう。

の 匹 平成二十三年度入国特例フィリピン人看護師候補者 平成二十三年度に本邦に入国したフィリピ

人看護師候補者のうち、 協定附属書 八第一部第六節 1 (a) の規定に基づき滞在が許可される期間 内 に 看

護師 国家試験を受験した者であって、 当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十六年度看護師 玉 家

試験を受験し、 看護師の資格の取得を目指すことを目的に、 この告示による特例として在留資格の変更

を受けたものをいう。

 \mathcal{O} 五. 平 成二十四年度入国特例フィリピン人看護師候補者 平成二十四年度に本邦に入国したフィリピ

ン人看護師候補者のうち、 協定附属書八第一部第六節1個の規定に基づき滞在が許可される期間 内に看

国家試験を受験した者であって、 当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十七年度看護師 三 国 家

試験を受験し、 看護師 の資格の取得を目指すことを目的に、 この告示による特例として在留資格の変更

を受けたものをいう。

の六 平成二十五年度入国特例フィリピン人看護師候補者 平成二十五年度に本邦に入国したフィリピ

ン人看護師候補者のうち、 協定附属書八第一部第六節1個の規定に基づき滞在が許可される期間内に看

国家試験を受験した者であって、 当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十八年度看護師 国家

試験を受験し、 看護師 の資格の取得を目指すことを目的に、 この告示による特例として在留資格の変更

を受けたものをいう。

の七 平成二十六年度入国 [特例フィリピン人看護師候補者 平成二十六年度に本邦に入国したフィリピ

ン人看護師候補者のうち、 協定附属書八第一部第六節1個の規定に基づき滞在が許可される期間 内に看

護師 試験を受験 国家試験を受験した者であって、 看護師 の資格の取得を目指すことを目的に、 当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十九年度看護師 この告示による特例として在留資格の変更 国家

を受けたものをいう。

の 八 平成二十七年度入国特例フィリピン人看護師候補者 平成二十七年度に本邦に入国したフィリピ

ン人看護師 候補者のうち、 協定附属書八第一部第六節1aの規定に基づき滞在が許可される期間内に看

護師 国家試験を受験した者であって、 当該期間を超えて本邦に滞在 しながら平成三十年度看護師 国 家試

験を受験 看護師 の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を

受けたものをいう。

の 九 平成二十八年度入国特例フィリピン人看護師候補者 平成二十八年度に本邦に入国したフィリピ

ン人看護師 候補者のうち、 協定附属書八第一部第六節 1個の規定に基づき滞在が許可される期間内に看

護師 国家試験を受験した者であって、 当該期間を超えて本邦に滞在 しながら令和 元年度看護師 国 家試 験

を受験し、 看 護師 の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受

けたものをいう。

の 十 平成二十九年度入国特例フィリピン人看護師候補者 平成二十九年度に本邦に入国したフィリピ

ン人看 護師 候補者のうち、 協定附属書 八第 一部第六節 1 (a) の規定に基づき滞在が許可される期間 内に 看

護師 国家試験を受験した者であって、 当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和二年度看護師国家試 験

看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受

けたものをいう。

の 十 一 平成三十年度入国特例フィリピン人看護師候補者 平成三十年度に本邦に入国したフィリピン

人 護師 候補者のうち、 協定附属書八第一部第六節1(a) の規定に基づき滞在が許可される期 間 内に 看護

師 国家試験を受験した者であって、 当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和三年度看護師国家試 . 験を

受験 看護師の資格の取得を目指すことを目的に、 この告示による特例として在留資格の変更を受け

たものをいう。

の 十 二 令 和 元年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和 元年度に本邦に入国したフィリピン人看

護師 候補者のうち、 協定附属書八第一 部第六節 1個の規定に基づき滞在が許可され る期間内に看 師 玉

家試験を受験した者であって、 当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和四年度看護師国家試験を受験

看護師の資格の取得を目指すことを目的に、 この告示による特例として在留資格の変更を受けたも

のをいう。

の十三 令和三年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和三年度に本邦に入国したフィリピン人看

護師候補者のうち、 協定附属書八第一部第六節1aの規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国

家試験を受験した者であって、 当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和六年度看護師国家試験を受験

看 護師 の資格の取得を目指すことを目的に、 この告示による特例として在留資格の変更を受けたも

のをいう。

の 十 四 令和四年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和四年度に本邦に入国したフィリピン人看

護師候補者のうち、 協定附属書八第一部第六節1(a)の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師

国家試験を受験した者であって、 当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和七年度看護師国家試験を受

験し、 看護師 の資格の取得を目指すことを目的に、 この告示による特例として在留資格の変更を受けた

ものをいう。

特例フィリピン人介護福祉士候補者 二の二に掲げる平成二十一年度入国特例フィリピン人介護福祉 ピン人介護福祉士候補者、二の十三に掲げる令和二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者又は二 る平成三十年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十二に掲げる令和元年度入国特例フ 祉士候補者、 入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、 の七に掲げる平成二十六年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の八に掲げる平成二十七年度 ピン人介護福祉士候補者、二の六に掲げる平成二十五年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二 成二十三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、 士候補者、二の三に掲げる平成二十二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、 二の十に掲げる平成二十九年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十一に掲げ 二の九に掲げる平成二十八年度入国特例フィリピン人介護福 二の五に掲げる平成二十四年度入国 二の四に掲げる平 |特例フ イリ イリ

<u>ー</u>の <u>ー</u> 度介護福祉士試験を受験し、 る期間内に介護福祉士試験を受験した者であって、 リピン人就労介護福祉士候補者のうち、 平成二十一年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例とし 協定附属書八第 当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十五 部第六節 平成二十一年度に本邦に入国したフィ 16の規定に基づき滞在が許可され 年

の十四に掲げる令和三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者をいう。

て在留資格の変更を受けたものをいう。

<u>ー</u>の 三 平成二十二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成二十二年度に本邦に入国したフィ

リピン人就労介護福祉士候補者のうち、 協定附属書八第一部第六節16の規定に基づき滞在が許可され

当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十六年

る期間内に介護福祉士試験を受験した者であって、

度介護福祉士試験を受験し、 介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、 この告示による特例とし

て在留資格の変更を受けたものをいう。

二 の 四 平成二十三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成二十三年度に本邦に入国したフィ

リピン人就労介護福祉士候補者のうち、 協定附属書八第一部第六節16の規定に基づき滞在が許可され

る期間内に介護福祉士試験を受験した者であって、 当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十七年

度介護福祉士試験を受験し、 介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、 この告示による特例とし

て在留資格の変更を受けたものをいう。

二の五 平成二十四年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成二十四年度に本邦に入国したフィ

リピン人就労介護福祉士候補者のうち、協定附属書八第一部第六節1bの規定に基づき滞在が許可され

る期間内に介護福祉士試験を受験した者であって、 当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十八年

度介護福 祉士試験を受験し、 介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、 この告示による特例とし

て在留資格の変更を受けたものをいう。

二の六 平成二十五年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成二十五年度に本邦に入国したフィ

リピン人就労介護福祉士候補者のうち、 協定附属書八第一部第六節16の規定に基づき滞在 が許可され

る期間内に介護福祉士試験を受験した者であって、 当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十九年

度介護福祉士試験を受験し、 介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、 この告示による特例とし

て在留資格の変更を受けたものをいう。

二の七 平成二十六年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成二十六年度に本邦に入国したフィ

リピン人就労介護福祉士候補者のうち、 協定附属書八第一部第六節 16の規定に基づき滞在が許可され

る期間内に介護福祉士試験を受験した者であって、 当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成三十年度

介護 福 祉 士試験を受験し、 介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、 この告示による特例として

在留資格の変更を受けたものをいう。

二の八 平成二十七年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成二十七年度に本邦に入国したフィ

リピン人就労介護福祉士候補者のうち、 協定附属書八第一部第六節 16の規定に基づき滞在が 許可され

る期間内に介護福祉士試験を受験した者であって、 当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和元年度介

祉士試験を受験し、 介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在

留資格の変更を受けたものをいう。

二の九 平成二十八年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成二十八年度に本邦に入国したフィ

リピン人就労介護福祉士候補者のうち、 協定附属書八第一部第六節 16の規定に基づき滞在が許可され

る期間内に介護福祉士試験を受験した者であって、 当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和二年度介

祉士試験を受験し、 介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在

留資格の変更を受けたものをいう。

二 の 十 平成二十九年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成二十九年度に本邦に入国したフィ

リピン人就労介護福祉士候補者のうち、 協定附 属書八第一 部第六節16の規定に基づき滞在 が許可され

る期間内に介護福祉士試験を受験した者であって、 当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和三年度介

護福祉士試験を受験し、 介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、 この告示による特例として在

留資格の変更を受けたものをいう。

二の十一 平成三十年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成三十年度に本邦に入国したフィリ

ピン人就労介護福祉士候補者のうち、 協定附属書八第一部第六節1份の規定に基づき滞在が許可される

期間内に介護福祉士試験を受験した者であって、 当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和四年度介護

福 祉 士試験を受験し、 介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留

資格の変更を受けたものをいう。

二の十二 令和元年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和元年度に本邦に入国したフィリピン

人就労介護福祉士候補者のうち、 協定附属書八第一部第六節16の規定に基づき滞在が許可される期間

内に介護福祉士試験を受験した者であって、 当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和五年度介護福祉

士試験を受験し、 介護福祉士 の資格の取得を目指すことを目的に、 この告示による特例として在留資格

の変更を受けたものをいう。

二の十三 令和二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和二年度に本邦に入国したフィリピン

人就労介護福祉士候補者のうち、 協定附属書八第一部第六節 16の規定に基づき滞在が許可される期間

内に介護福祉 士試験を受験した者であって、 当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和六年度介護福 祉

士試験を受験し、 介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格

の変更を受けたものをいう。

二の十四 令和三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和三年度に本邦に入国したフィリピン

人就労介護福祉士候補者のうち、 協定附 属書八第一部第六節1(b)の規定に基づき滞在が許可され る期

間内に介護福祉士試験を受験した者であって、 当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和七年度介護福

祉 士試験を受験し、 介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資

格の変更を受けたものをいう。

三 インドネシア人看護師等 指針第三の一の2の(一)に規定するインドネシア人看護師等及び特例イン

ドネシア人看護師候補者等をいう。

兀 ベトナム人看護師等 指針第三の一の2の(一)に規定するベトナム人看護師等及び特例ベトナム人看

護師候補者等をいう。

五. 特例受入れ機関 その設立している病院又は介護施設 (特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィ

リピン人介護 福祉士候補者の 雇用管理、 研修の実施等に関する指針 (平成二十四年厚生労働省告示第百

九十号。以下 「特例フィリピン厚生労働省告示」という。)に定める要件に適合するものに限る。)に

おいて雇用する契約を特例フィリピン人看護師候補者又は特例フィリピン人介護福祉士候補者との間で

締結した公私の機関をいう。

六 特例雇用受入れ施設 五において、 特例フィリピン人看護師候補者又は特例フィリピン人介護福祉士

候補者が、 特例受入れ機関との 雇用契約に基づき就労する病院又は介護施設をいう。

第三 特例の対象となる者

この告示による特例の対象となる者は、 次のいずれにも該当するものとする。

特例フィリピン厚生労働省告示第二の一の1の2及び3又は同告示第二の二の 1の(2)及び(3)に定める

要件に適合するとして同告示第四の一又は二の規定により、 厚生労働省から、 特例フィリピン人看護師

候補者又は特例フィリピン人介護福祉士候補者を受け入れようとする機関へ通知された者であること。

一 在留状況が良好であること。

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

過去三年間にフィリピン人看護師等、インドネシア人看護師等、ベトナム人看護師等、 特例フィリピ

ン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の受入れ並びに外国人の就労に係る不正行為

を行ったことがないこと。

特例フィリピン人看護師候補者又は特例フィリピン人介護福祉士候補者との雇用契約に基づいて、 日

本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を特例フィリピン人看護師候補者又は特例フィリ

ピン人介護福祉士候補者に支払うこととしていること。

 \equiv 特例フィリピン人看護師候補者又は特例フィリピン人介護福祉士候補者用の宿泊施設を確保し、 か

特例フィリピン人看護師候補者又は特例フィリピン人介護福祉士候補者の帰国旅費の確保等帰国担

保措置を講じていること。

兀 特例雇用受入れ施設が特例フィリピン厚生労働省告示第二の一の2又は二の2に定める要件を満たし

ており、 かつ、同施設で行う研修が同告示第二の一の3又は二の3に定める要件を満たしていること。

それぞれ定める日現在で受入れ調整機関 (経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和 国との 間

の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針 (平成二

十年厚生労働省告示第五百九号)第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。 以下同じ。)を通じて

地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

平成二十一年度入国特例フィリピン人看護師候補者 平成二十五年一

平成二十二年度入国特例フィリピン人看護師候補者 平成二十六年一

月

日

日

月

日日

2

1

3 平成二十三年度入国特例フィリピン人看護師候補者 平成二十七年一 月

4 平成二十四年度入国特例フィリピン人看護師候補者 平成二十八年一 月 日

5 平成二十五年度入国特例フィリピン人看護師候補者 平成二十九年一月一日

6 平成二十六年度入国特例フィリピン人看護師候補者 平成三十年一月 H

7 平成二十七 年度入国特例フィリピン人看護師 候補者 平成三十一年一月一日

8 平成二十八年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和二年一月一日

平成二十九年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和三年 一月一日

9

- 10 平成三十年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和 兀 年一 月一日
- 11 令和元年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和五年一月 日
- 12 令和三年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和七年一月一日
- 13 令和四年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和八年一月一日
- 平成二十二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成二十一年度入国特例フィリピン人介護 福祉士候補者 平成二十七年 平成二十六年

月一

日

月

日

15

14

- 16 平成二十三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成二十八年一月一 日
- 17 平成二十四年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成二十九年一月一日
- 18 平成二十五年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成三十年一 月一日
- 19 平成二十六年度入国特例フィリピン人介護福祉· 士候補者 平成三十一年一月一日
- 20 平成二十七年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和二年一 月 日
- 21 平成二十八年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和三年一月一日

- 22 平成二十九年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和四年一月一日
- 23 平成三十年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和 五年一月 日
- 24 令和元年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和六年一月一 日
- 25 令和二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和七年一月一日
- 26 令和三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和八年一月一日

六 四の特例 雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日

調整機関を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

1 平成二十一年度入国特例フィリピン人看護師候補者 平成二十四年十月一日

現在で受入れ

- 2 平成二十二年度入国特例フィリピン人看護師候補者 平成二十五年十月一日
- 3 平成二十三年度入国特例フィリピン人看護師候補者 平成二十六年十月一日
- 4 平成二十四年度入国特例フィリピン人看護師候補者 平成二十七年十月 一月
- 5 平成二十五年度入国特例フィリピン人看護師候補者 平成二十八年十月 日目
- 6 平成二十六年度入国特例フィリピン人看護師候補者 平成二十九年十月一日

- 7 平成二十七年度入国特例フィリピン人看護師候補者 平成三十年十月 日
- 8 平成二十八年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和元年十 户 日
- 9 平成二十九年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和二年十月一日
- 10 平成三十年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和三年十月一日
- 11 令和元年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和四年十月一日
- 12 令和三年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和六年十月 日
- 13 令和四年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和七年十月一日
- 14 平成二十一年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成二十五年十月一日
- 15 平成二十二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成二十六年十月一 日
- 16 平成二十三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成二十七年十月一 日
- 17 平成二十四年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成二十八年十月一 日
- 18 平成二十五年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成二十九年十月一 日
- 19 平成二十六年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成三十年十月一日

- 20 平成二十七年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和元年十月 一目
- 21 平成二十八年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和二年十月 一目
- 22 平成二十九年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和三年十月一日
- 23 平成三十年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和四年十月 日
- 24 令和元年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和五年十月一 日
- 25 令和二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和六年十月 日
- 26 令和三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和七年十月一 日

七 受け入れている特例フィリピン人看護師候補者又は特例フィリピン人介護福祉士候補者との雇用契約

を終了する場合には終了予定日及び終了の理由について、受け入れている特例フィリピン人看護師候補

者又は特例フィリピン人介護福祉士候補者が失踪した場合にはこれを知った日時及び失踪状況につい

て、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者又は特例フィリピン人介護福祉 士候補者が収 入を伴

う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動 (第五に定める手続を経て指定された特例受入れ機関との

雇用契約に基づく特例雇用受入れ施設における活動及び出入国管理及び難民認定法 (昭和二十六年政令

行ったことを知った場合にはこれを知った日時及び当該活動の状況について、それぞれ当該特例フィリ ピン人看護師候補者又は特例フィリピン人介護福祉士候補者の身分事項と共に、受入れ調整機関を通じ 第三百十九号。以下「法」という。)第十九条第二項の規定による許可を受けて行う活動を除く。)を

第五 特例としての在留資格の変更の手続

て速やかに地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

機関 師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、 知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識 特定活動とし、 及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、 ィリピン人就労介護福祉士候補者は、 第三の一及び二のいずれにも該当し、 の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするフィリピン人看護師候補者又はフ 特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるも 法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、 かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な 特例受入れ機関との間における当該 在留資格を 看護

のとする。

- 1 平成二十一年度入国特例フィリピン人看護師候補 者 平成二十四年度看 護師 国家試 験
- 2 平成二十二年度入国 [特例フィリピン 人看護師 候補 者 平成二十五 年度看 護師 国 家試 験
- 3 平成二十三年度入国特例フィリピン人看護師候補者 平成二十六年度看護師 国家試 験
- 4 平成二十四年度入国特例フィリピン人看護師候補者 平成二十七年度看護師 国家試
- 5 平成二十五年度入国 [特例フィリピン人看護師 候補者 平成二十八年度看 護師 玉 家試 験
- 平成二十六年度入国特例フィリピン人看護師 候補者 平成二十九年度看 護師 家試 験

玉

6

- 7 平成二十七年度入国特例フィリピン人看護師 候補 者 平成三十 -年度看 護 師 国 家 試 験
- 8 平成二十八年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和元年度看護師 国家試 験
- 9 平成二十九年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和二年度看護師 国家試 験
- 10 平成三十年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和三年度看 護師 玉 家試 験
- 11 令 和 元年度入国 特例 フィリピン人看護師 候 補 者 令和四. 年 度看: 護師 国 家 試 験
- 12 令 和三年 -度入国 特例フィリピン人看護師 候 医補者 令 和六年度看 護師 玉 家 試 験
- 13 令和四年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和七年度看護師 国家試験

- 14 平成二十一年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成二十五年度介護福祉 士試験
- 15 平成二十二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成二十六年度介護 福祉 士 試 験
- 16 平成二十三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成二十七年度介護福祉士試験
- 17 平成二十四年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成二十八年度介護福祉士試験
- 18 平成二十五年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成二十九年度介護福祉士試験
- 19 平成二十六年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 平成三十年度介護福 祉 士 試験
- 20 平成二十七年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和元年度介護福祉 士 試 験
- 21 平成二十八年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和二年度介護福祉 士 式談験
- 22 平成二十九年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和三年度介護福祉士試験
- 23 平成三十年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和四年度介護福 祉 |土|||| 験
- 24 令和: 元年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和 五年度介護福 祉 士 試 験
- 25 令和二年度入国 .特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和六年度介護福 祉 士 試 験
- 26 令和三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和七年度介護福祉士試験

二 一の許可を受けて本邦に在留する特例フィリピン人看護師候補者又は特例フィリピン人介護福祉士候

補者は、重ねて同許可を受けることができない。

三 一の許可を受けて本邦に在留する特例フィリピン人看護師候補者又は特例フィリピン人介護福祉士候

補者であって、やむを得ない事情により特例受入れ機関又は特例雇用受入れ施設を変更しようとするも

のは、 法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、 一の許可における在留期間の満了の日まで

の期間を新たな在留期間とし、 新たな特例受入れ機関又は特例雇用受入れ施設を指定する許可を受ける

ものとする。

兀 一又は三の許可を受けて本邦に在留する特例フィリピン人看護師候補者又は特例フィリピン人介護福

祉士候補者であって、看護師の資格又は介護福祉士の資格を取得してフィリピン人看護師又はフィリピ

ン人介護福祉士としての活動を行おうとするものは、 指針第五の四の2又は五の2に定める手続により

在留資格の変更の許可を受けるものとする。